

やまとうたかだ



2017

9

No.988



リズモ一市への派遣学生帰国 (8月10日撮影)

INDEX

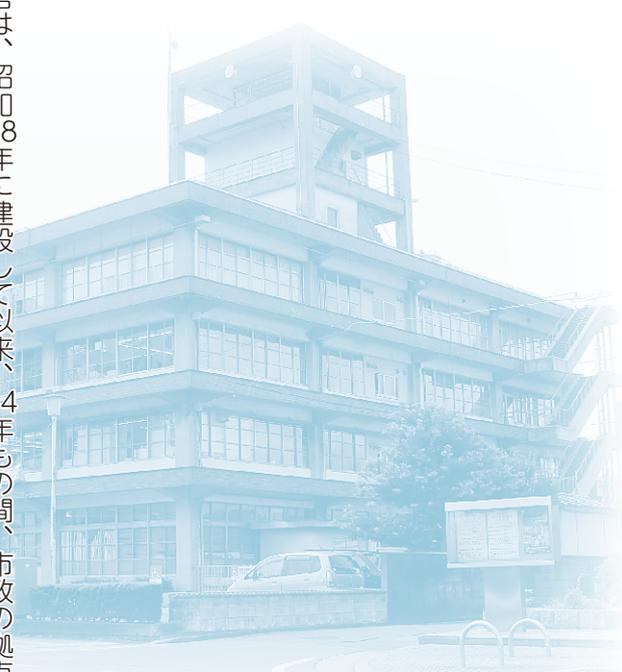
大和高田市新庁舎建設基本構想 ①～② シビックコア周辺地区まちづくりワークショップ参加者募集 ③
 「大和高田市ごみ減量大作戦」④ 定例市議会 ⑤～⑦ 屋外広告物適正化月間 ⑧ いま、市立病院では ⑨
 人権シリーズ ⑩ 消費生活センターから ⑪ BOOKサロン ⑫ 各種相談 ⑬

大和高田市新庁舎建設基本構想

大和高田市庁舎は、昭和38年に建設して以来、54年もの間、市政の拠点として重要な役割を果たしています。しかし、現在の市庁舎の建物は、大規模地震に対する耐震性の不足や老朽化、機能面では、通路・スペースが狭いなど、構造・規模ともに多くの課題を抱え、十分な市民サービスが提供できなくなってきました。

このような課題を踏まえ、庁舎機能の回復、市民サービスの向上および災害対策の拠点施設としての新庁舎をめざして検討を行い、「大和高田市新庁舎建設基本構想」(以下、「基本構想」として策定しました。

策定にあたっては、学識経験者や市民で構成する「新庁舎建設基本構想等策定委員会」(メンバーなどは市ホームページ参照)で、庁舎のあるべき姿や建設位置などについての議論や、市職員で構成する「庁舎整備庁内検討委員会」を設けて、具体的な内容の検討を行いました。また、市民・職員アンケートの実施や、市民意見箱の設置など、利用者の意見および要望を十分に踏まえながら、検討を行いました。



現状と課題の整理 □ 現庁舎の概要

建物名称	大和高田市役所		参考/上下水道部庁舎
	本庁舎	別棟	
建設時期	昭和38年3月 (増築 昭和56、57、平成9年)	昭和38年3月 (増築 昭和61年)	昭和44年10月 (増築 平成元年)
構造規模	鉄筋コンクリート造4階 (+地下1階・PH3階)	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造3階
延床面積	6,437㎡ (参考:職員1人当たり約18.8㎡/人)		1,252㎡

□ 現状の課題

施設の老朽化 構造体の劣化進行や各種設備の老朽化など
耐震性の不足 本庁舎の耐震性能不足による安全面の懸念など

防災機能の不備 設備の浸水対策、指揮命令機能が不十分など

市民サービスの課題 総合案内機能の不足や、プライバシー面の問題など

バリアフリー面などの課題 トイレの使いづらさ、誘導案内機能の不足など

駐車場など外部動線の課題 駐車場が分かりにくい、駐車台数が不足など

庁舎の狭あい化 個別の相談室や会議室の不足など

高度情報化への対応不足 サーバールームの位置やICT化が困難な施設環境など

執務面の非効率性 セキュリティ対応や室内環境、スペースの不足など

新庁舎建設の必要性

□ 課題の早急な解決・対応が求められる

特に防災拠点を担う本庁舎耐震性、安全性の確保

□ 耐震改修では全ての課題解決・対応は困難

狭あい化や市民サービス面の課題

題は解消されない

近い将来に再度建て替えが必要となり経済的にも非効率

平成32年度までに建て替えを完了させる自治体に対して、交付税措置が行われる事業債の適用が平成29年度より導入

耐震性能を含めた万全な危機管理機能を備えるとともに、機能的で必要な各種スペースの確保およびバリアフリーなどに配慮した新庁舎の整備が必要

庁舎整備の基本方針

□基本方針の前提

- ・課題を解決する
- ・市民意向を重視する
- ・市の将来像に沿う
- ・社会情勢を見据える

基本理念・基本方針

〈新庁舎建設の基本理念〉

「夢」「笑顔」「未来」へと時を紡ぐ人と地域の「輪」を育むよりどころ

子どもから大人まで、みんなが夢を描き笑顔があふれるまちづくりに向けて、大和高田の誇りをずっと先の未来へと受け継ぎ、人と人、人と地域のつながりや絆をはぐくむ、市民のよりどころとして愛される庁舎

となることをめざします

〈新庁舎建設の基本方針〉

1. 市民を支える、安全安心な庁舎づくり
2. 人にやさしく、便利で快適な庁舎づくり
3. 機能的で使いやすく、経済的な庁舎づくり
4. まちづくりに貢献する、環境配慮の庁舎づくり

新庁舎の必要規模

□基本指標

人口推移 平成29年4月1日現在で66,400人（住民基本台帳より）今後さらなる人口減少が考えられる。

職員数 376人

議員数 18人と設定

新庁舎への統合が想定される組織に属する職員数。

新庁舎の規模設定

基準面積 9,817.8㎡

旧総務省基準より執務室や議事堂部門などの基本的な機能の面積として算定。

付加機能面積 1,000㎡

旧総務省基準に含まれない災害対策・市民利便機能を他市事例を参考に設定。

新庁舎の規模

約9,800～10,800㎡

駐車場の規模 約190台

（来庁者用120台＋公用車70台）

新庁舎の建設位置

□候補地の抽出と比較

新庁舎の建設候補地は、財政支出の軽減のため、現時点で活用可能な公有地を基本として抽出します。また、都市計画マスタープランに基づき、シビックコア地区の範囲において絞り込みを行い、①現庁舎敷地、②旧高田総合庁舎跡地、③保健センター駐車場場の3地点について検討を行います。

まちづくりにおける将来性や市民の利便性、防災拠点としての安全性において、他の候補地と比較して大きな問題がなく、新庁舎の確実かつ早期整備が実現でき、経済性の面でも有利となる

「候補地② 旧高田総合庁舎跡地」を新庁舎の建設位置とします

新庁舎建設事業の進め方

□財源計画・事業スケジュール

平成29年度から、国において新たな地方財政措置として、耐震化が未実施の庁舎建て替えに充当できる事業債（市町村役場機能緊急保全事業、交付税措置、平成32年度までに事業

完了の期限）の導入方針が示されました。

本事業においては、市の財政に有利となる新たな事業債を活用する方針とします。その場合、平成32年度までの建て替え完了を実現できる事業スケジュールとして、設計施工一括発注のDB/デザインビルド方式が考えられます。

□事業の進め方

新庁舎の建設は、平成32年度までの施設整備完了に基づき、財政に配慮した有利な財源の活用、良好な市民サービスの早期提供を実現できるDB方式による施設整備として、本市による適正なチェック体制や、品質管理の確保を前提に検討を進めるものとします。なお、概算事業費や具体的な財源計画、スケジュールについては、基本計画段階で具体的な施設計画に応じて引き続き検討を行います。

基本構想は、次の基本計画へ進むための指針となります。引き続き、本市の上位・関連計画との整合を図りながら、庁舎整備の検討を進めていきます。

※最新の情報は市ホームページで公開しています。

〔庁舎建設準備室 内線295〕

シビックコア周辺地区まちづくりワークショップ

参加者募集

シビックコア周辺地区まちづくり基本構想の実現をめざすため、自由に意見交換などをするワークショップを開催します。

ワークショップであげられた意見や提案は、シビックコア周辺地区まちづくり基本計画に可能な限り反映させ、実現可能な範囲でとりまとめます。まちづくりについて一緒に考えてみませんか。皆さんの参加を待っています。

【開催日時・内容】

◆第1回：10月28日(土)

○まちづくり基本構想策定の経緯・内容を知ろう
 (地区の現況・課題やまちづくり基本構想の紹介)

○重要なこと、すぐにやるべきことは何だろうか

◆第2回：11月25日(土)

○重点プロジェクトを設定しよう
 ○重点プロジェクトの空間や機能を具体化してみよう

◆第3回：平成30年1月20日(土)

○重点プロジェクトを「基本計画」としてまとめよう

※各日、時間は午後1時15分～4時15分

【開催場所】

◆中央公民館 2階第4講座室

【募集対象者・人数】

◆市民25名程度

※中学生以上。ただし、市議会議員および市職員を除く。

※市民以外では、畿央大学から学生数名程度が参加します。

【応募方法】

応募用紙に必要事項を書いて、下記応募先に持参、郵送または電子メールにより応募してください。

◆申込期限 10月2日(月)必着

【その他】

○参加費用無料。なお、参加に伴う交通費などの支給はありません。

○応募者多数の場合、抽選。

○会場へは、各自できてください。

○応募者の個人情報、ワークショップの運営以外に一切使用しません。



【応募先・問合せ先】

〒633-8511 大和高田市大字

大和1000番地1

大和高田市役所 都市計画課

☎22・1101(内線688)

✉tokei@city.yamatotakada.nara.jp

【都市計画課 内線669】

シビックコアとは、官公庁施設と民間建築物などの整備を総合的かつ一体的に実施すべき地域のことをいい、「奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定」により、県と市が連携・協働して重点的な整備をすすめることになっています。

本市のシビックコア周辺地区とは、市役所周辺、保健センター周辺および市立病院の右図太丸点線の範囲です。

約25%減を目標に

大和高田市

「ごみ減量大作戦」

本市では、ごみの有料化以降、市民の皆さんの協力により、ごみの有料化前と比較して、約15%の減量を達成しました。しかし、「ここ数年は、一人あたりのごみの排出量に換算すると、ほぼ横ばい状態です。さらにごみの減量に取り組む必要があるため「ごみ減量大作戦」を実施します。

「ごみ減量大作戦」は、少しの工夫と手間で行えるものを中心に、ごみ減量方法を作戦方法として紹介し、市民の皆さんに作戦を実行してもらうことで、ごみ減量目標を達成しようとするものです。

▼作戦期間

平成29年9月から平成33年3月まで

▼ごみ減量目標

平成28年度のごみ量と比較して、各々の作戦方法に応じて目標値を設定します。

目標を達成後は、持続させることを目標とします。

▼作戦方法

第1弾 紙ごみ救出作戦 9月から

(作戦方法は、挟み込みチラシを見てください)

第2弾 生ごみダイエット作戦 10月から

(作戦方法は、広報誌10月号で)

第3弾 分別マナーアップ作戦 11月から

(作戦方法は、広報誌11月号で)

ごみ処理の広域化のため、平成28年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合(天理市を含む10市町村の共同処理事業)が設立、本市もこれに参加し、平成35年度中には組合の共同処理施設で「燃えるごみ」の処理を行う予定となっています。ごみの分別や減量、リサイクルや資源化促進は組合の方針であり、組合への負担を少しでも減らすために、ごみの減量が大切です。

市民の皆さんには、日ごろから、ごみの分別に協力してもらい、ごみの減量や資源化が進んでいます。より一層のごみの減量のため、ご協力をお願いします。

「資源ごみ」持ち去り対策

本市では、「大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」において、市が行うごみ収集業務に出された「資源ごみ」の所有権は、市に帰属するものとしています。市または市が指定する人以外は、「資源ごみ」を収集し、または運搬することはできません。

市内の集積場所や収集場所に市のごみ収集車でないトラックなどで、新聞紙や紙類、アルミカンなどを持ち去る人が多数報告されています。「資源ごみ」の抜き取りや持ち去りは、窃盗行為に該当するため、警察と連携のうえパトロールや取り締まりを強化します。

▼「資源ごみ」とは

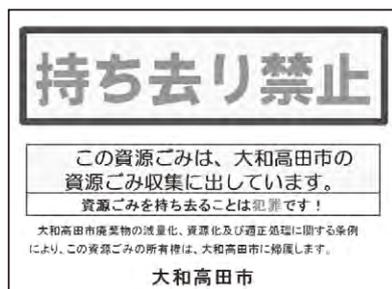
- リサイクルなど資源化可能なごみのことです。
- ・新聞・雑誌・段ボールの紙類
- ・カン・ビン
- ・ペットボトル
- ・粗大ごみ(電化製品や電子機器及び金属類)

▼持ち去りを減らすためにご協力を

お願いします

「資源ごみ」の持ち去りを取り締まるためには、市のごみ収集に出したという意思表示が効果的です。「資源ごみ持ち去り禁止カード」を作成し

ました。本誌9月号に折り込みの用紙から切り取り、「資源ごみ」に貼って使ってください(「ピー可・白黒可」)。※市のホームページからもダウンロードできます。印刷して使ってください。



▼持ち去りを見つけたら

「資源ごみ」の持ち去りを見かけたら、クリーンセンター(美化推進課 ☎53・5383)まで連絡してください。

○連絡時に聞く内容

- ・場所、日時、状況など
 - ・車の特徴(車種、車番、色など)
 - ・人物の特徴(性別、年齢、服装など)
- 以上の情報を、パトロールをするときに活用します。

※持ち去る人を捕えるなどの行為は、危険を伴う場合がありますので控えてください。

「クリーンセンター」企画整備課

☎52・1600



平成29年度大和高田市一般会計補正予算

872万円など可決

平成29年6月定例市議会は、6月16日から23日までの8日間開催されました。

本定例会には、専決処分の報告2件、人事案件14件、農業委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について1件、平成29年度一般会計補正予算1件、条例案件3件、和解案件3件、および、意見書1件の計25議案が提出され、それぞれ承認・同意・可決されました。また、請願1件が提出され、不採択となりました。

本号では、22日・23日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。

なお、人事案件については、固定資産評価審査委員として阪口昌史氏の再任に、農業委員として、今村平治郎氏・上田美加子氏・梅田昌宏氏・鶴山久雄氏・小川隆興氏・奥本正嗣氏・木下浩明氏・中江彰氏・藤岡秀信氏・本郷保則氏・前田全計氏・森本輝雄氏・弓場一郎氏の任命に同意されました。

一般質問

問 都市計画道路について

・中和幹線、京奈和道の一部
開通により、その沿線や周辺において、多くの大規模

答

将来の道路整備構想には、車や人の流れの変化を考慮することが重要で

商業施設や飲食店の開店があり、車や人の流れが変化の中で、本市での都市計画道路の見直しや、将来に向けての道路整備構想は
創生高田 島田議員

あり、加えて、人口減少社会への対応も考えていかなければならない。

人口減少が進む中で、一定の人口密度を維持できるように都市として持続可能なまちづくりを進める上で、公共交通ネットワークをどのように構築していくか、また、新たな都市計画道路が必要か、既

存の道路をいかに活用していくのか、コンパクトシティという観点も踏まえ、検討していきたい。

現在、都市計画道路である本郷大中線街路事業（南本町工区）を平成31年3月末、大和高田当麻線街路事業（市場工区）を平成34年3月末の完成をめざし、事業を進めている。

問

市民交流センターについて
市民交流センターの利用状況について

紳 戸谷議員

答

平成28年4月24日に開館し、平成29年3月末までの延べ利用者数は、市民交流機能・貸し館機能・子育て及び高齢者支援機能の全体で3万9,641人、市行政サービスコーナーと県の施設の合計で1万3,070人、また、施設で開催されたイルミネーション事業や観光事業の2,850人を含めると、合計で5万5,561人と、開館初年度の利用者数としては、全体の想定目標の6割程度であった。

平成28年6月より、市民団体や公募市民、有識者等を交

えた、大和高田市市民交流センター市民協働推進会議を立ち上げ、人と人をつなぐ仕組みづくりについて研究している。今後とも利用促進に努めながら、市民が集い・憩える交流の場となることをめざして事業を展開していきたい。

問 小・中学校のクーラー設置について

・クーラー設置に向けた検討について

絆 森本議員

答 小・中学校の普通教室へのクーラー設置について

については、教育環境の改善という観点から本市の課題であると認識している。

教育環境の改善・整備については、校舎等の耐震化工事を行い、次に中学校給食棟建設に取り組み、平成29年6月より中学校給食を開始したところである。本年度以降は、年次計画でトイレの洋式化、高田中学校体育館の改築や高田西中学校の大規模改修工事、また陵西小学校の閉鎖棟の解体計画を進めている。

教育環境については、財政スキームの中で計画的に予算化し、改善・整備に努めてきたが、まだまだ課題があると認識している。小・中学校のクーラーの設置についても、教育環境の改善・整備事業の一環として、計画的に進めていきたい。

問 改正年金機能強化法（無年金者救済法）に伴う本市独自の取り組みについて

・新たに年金受給対象となる方の申請漏れを防ぐための取り組みについて

公明党 藤田議員

・年金教育の充実について

公明党 藤田議員

答 公的年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮する、改正年金機能強化法（無年金者救済法）が平成29年8月1日から施行される。年金を受け取るには、対象者自身が年金事務所に請求手続きを行う必要がある、新たに受給対象者になると見込まれる人に対しては、日本

年金機構より平成29年2月末から7月までの間に順次、請求手続きの書類が郵送されている。

本市では、市民課年金係の窓口にて制度の周知を行っている。また、加入期間が国民年金のみの人については、受付も行っている。高齢者世帯や生活保護受給者については、関係機関と連携して制度の周知・請求手続きの案内をし、申請漏れがないように実施していく。

また、年金教育については、市立高田商業高等学校で、年金事務所による年金セミナーを毎年開催している。今後は年金事務所と連携し、市内の高校などに啓発活動を行うなど、年金教育の充実を図り、将来にわたって一人でも多くの人が公的年金を受給できるように努めていく。

問 最近2年間で多発している行政不祥事について

・不祥事についてマネジメントトップの市長としてどう捉えているのか

公明党 米田議員

答 昨年末、不祥事が多発していると認識しており、市民の皆さんには多大なご迷惑とご心配をおかけした。

不祥事の事象であるが、事業系の現場管理、そして事務取り扱いの不備、事の重大さへの認識不足、通達等の理解不足、成果物への過度の信頼が招くものであり、私を含め、職員の法令遵守の甘さと認識している。本市の行政全般への信頼を著しく失墜したことは紛れもない事実である。失われた信頼を回復するため、職員全員が職務遂行に全力を傾注していくことが何よりも肝要であると考えている。

また、年金教育については、市立高田商業高等学校で、年金事務所による年金セミナーを毎年開催している。今後は年金事務所と連携し、市内の高校などに啓発活動を行うなど、年金教育の充実を図り、将来にわたって一人でも多くの人が公的年金を受給できるように努めていく。

問 市制70周年の取り組みについて

・70周年記念において、何らかの形で後世に残せるものが必要ではないか

日本共産党 向川議員

答 市制施行70周年という大きな節目となる今年、市民の皆さんとともに特別な年であることを認識して

もらえるよう、すでに広報誌の表紙を飾っている「記念ロゴマーク」やキャッチフレーズ「広げよう市民の輪 つなげよう未来へ」を定め、推進している。地域の和、市民の輪を大切にし、市民の一体感と郷土愛を育むことをめざし、記念事業を進めていきたい。

今の大和高田市をつくってくださった先人たちの偉業をもう一度振り返り、感謝するとともに、これからもこのまちで住み続けようと思っただけの1年となるよう、既存の事業にも工夫を凝らし進めている。人口減少が続く本市であるが、多くの人にこのまちを見つめ直す機会を提供し、この大和高田市が住み続けたい「ふるさと」として愛してもらえよう、次の世代に受け継いでいきたい。

問 病気の予防や健康の啓発について

・特定健診受診率向上のための取り組みについて

日本共産党 沢田議員

答

特定健診の受診率については、平成26年度で18・0%、平成27年度で20・4%、平成28年度で21・6%と年々上昇しているが、県平均の約30%と比べると低い受診率となっている。

受診率向上のため、本市が行う「がん検診」とのセット化を行い、平成29年度からは集団検診の定員と回数を増やしている。さらに、休日の受診機会の提供を市内3か所の校区公民館に加え、新たに葛城メディカルセンターで実施する予定である。

市民への広報としては、コミュニティバス3台に特定健診受診勧奨のラッピングや、市内のポスター掲示を行っている。また、未受診者に対しては、受診勧奨ハガキにより特定健診の必要性をお知らせすることや、県補助金を活用して、受診者の中から抽選で50人に1万円分の商品券が当たるキャンペーンを実施するなど、口コミや話題性を活用して無関心層へ働きかける取り組みも実施している。

提出された意見書

ギャンブル等 依存症対策の抜本的強化を求める意見書

**委員会
審査結果**

総務財政委員会

平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)ほか、4議案
賛成多数で原案どおり可決

環境建設委員会

大和高田市空家等対策協議会条例の制定についてほか、1議案
全会一致で原案どおり可決

ごみ焼却施設の解体及びリサイクル施設・中継基地工事に関する請願
賛成少数で不採択

次の定例会は、9月1日に開会します。

子ども食堂の運営団体に補助金を交付

子どものすこやかな成長の促進と、子育ての支援のために、『子ども食堂』の開催を考えているボランティア団体に、補助金を交付します。

個人でボランティア活動している人の相談にも応じます。詳しくは、市役所児童福祉課・大和高田市社会福祉協議会(☎0745・23・5426)まで問い合わせください。

〔児童福祉課 内線549〕

農業委員・農地利用最適化推進委員

平成29年7月20日に市長より農業委員13名が任命され、また同日、農業委員会より農地利用最適化推進委員4名が委嘱されました。任命式後に農業委員会総会を開催し、委員会の構成が決まりました。

新たな農業委員、農地利用最適化推進委員の構成は次のとおりです(敬称略)。

○農業委員会

会長 今村平治郎
副会長 弓場一郎 藤岡秀信

農地部会

部長 奥本正嗣
副部長 中江 彰
部会長 鶴山久雄 上田美加子
部会長 弓場一郎 前田全計

農政部会

部長 森本輝雄
副部長 梅田昌宏
部会長 小川隆興 木下浩明
部会長 本郷保則 藤岡秀信

○農地利用最適化推進委員

第一地区 岡本勝康 第二地区 寺田 勉
第三地区 稲岡丈介 第四地区 吉岡重治
〔農業委員会事務局 内線354〕

**大和高田市
70年の歩み**



市立総合体育館オープン(昭和57年)

幸町に、市立総合体育館がオープンしました。昭和36年から利用されてきた本郷町の市民体育館は、改装され同年10月に市民会館となりました。



総合体育館では、さまざまなスポーツイベントが行われ、たくさんの人に親しまれています。

わかさ国体パレード(昭和57年)



昭和59年に行われるわかさ国体(第39回国民体育大会)の夏季・秋季大会に向けてパレードが行われました。市民会館に800人を超えるパレード参加者が集まり、市内商店街などをねり歩きました。パレードの参加者と沿道に集まった市民の皆さんが一体になって、国体ムードを盛り上げました。

〔企画広報課 内線273〕

屋外広告物

適正化月間

9月1日～9月30日

奈良県の貴重な自然・歴史景観と調和した屋外広告景観を創造するため、次の取組を連携して進めていきたいと思います。

- ①景観を阻害している違反屋外広告物の追放
- ②屋外広告物条例の遵守および、屋外広告物制度の周知・啓発
- ③地域と一体となった美しい景観づくりの推進
- ④周囲の景観に配慮した屋外広告物の掲出

なお、屋外広告物を営む場合は奈良県知事の登録が必要です。看板などの設置の際は、必ず登録業者に依頼してください。また、屋外広告物を掲出する場合には、各市町村長の許可が必要です。

〔都市計画課 内線6553〕

低圧進相コンデンサの火災

低圧進相コンデンサとは、工場のモーターで稼働する設備（低圧200V～600V）など、電気機器の力率を改善する目的で配電板な

どに設置しているものです。

低圧進相コンデンサから出火する火災は例年、梅雨の季節から暑さが続く9月にかけて多発し、出火原因のほとんどが永年使用による絶縁劣化により発熱、出火しています。

低圧進相コンデンサの火災を防ぐため、

- ①機器を使用しないときはメインブレーカーを切り、低圧進相コンデンサに電圧がかからないようにすること。
- ②昭和50年（1975年）以前に製造された製品には保安装置が内蔵されていないため、使用の停止や交換をすること。
- ③概ね10年以上経過したものは、専門業者による点検を受け、計画的に交換すること。

〔奈良県広域消防組合 高田消防署 25・0119〕

大和高田市消防団 女性消防団員募集

女性消防団員は、月2～3回程度火災予防のPRを主として防災、防火活動をする非常勤の特別地方公務員です。

▽業務内容

・春、秋の火災予防運動での広報活

動

・中和管内消防団連合出初式への参加（毎年1月中旬）

・高田消防署消防フェスタへの参加（毎年11月中旬）

・大和高田市防災訓練での指導（毎年11月下旬）

・一般家庭等の防火訪問指導

・その他、消防団長が特に出動の必要を認める防災・防火活動

▽待遇など

・被服は制服、制帽等を貸与

・その他、手当、公務災害補償、退職償金、表彰などの制度あり

▽応募資格

大和高田市内在住の18歳以上48歳未満の健康な女性で、自転車に乗れる人

▽採用人数 5名

▽受付期間 9月14日（日）～29日（金）

申込方法など、詳しくは自治振興課へ問い合わせてください。



〔自治振興課防災係 内線226〕

浄化槽の維持管理

浄化槽は、水洗トイレからの汚水や台所、風呂などからの排水を、微生物の働きにより、きれいにします。正しく維持管理しないと、悪臭や故障、河川・海を汚す原因になるので、設置者が責任をもって管理をしなければなりません。

定期的な点検や清掃をしないと、浄化機能が衰え、異臭が発生し、汚物や汚水が流れ出すこともあります。そのため、浄化槽管理者は浄化槽法により、保守点検、清掃を実施することが義務づけられています。

◎清掃についてくみ取り

大和高田市長の許可を受けた業者に依頼し、年1回以上の清掃をしてください。地域により業者が決まっています。使用を中止するときも、必ず業者に連絡して最終くみ取りをしてください。

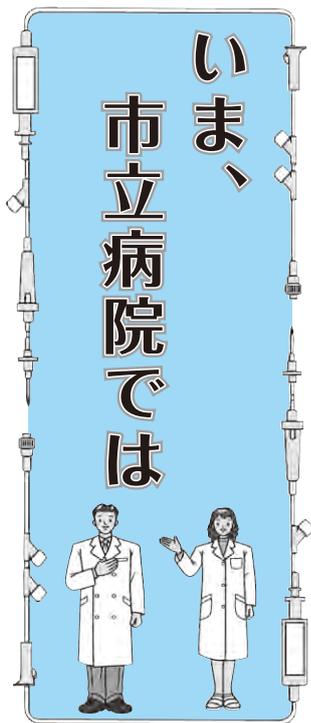
平成9年から浄化槽の清掃料金が据え置きとなっていました。平成27年4月1日から値上がりしています。浄化槽の種類、大きさにより料金が異なります。詳しくは直接業者へ問い合わせください。

△許可業者▽

・おおよまと環境整美事業協同組合

☎52・2982

・大和清掃企業組合 ☎52・3372



いま、 市立病院では

前立腺がんの放射線治療

前立腺がんに対する放射線療法には、放射性物質を前立腺に埋め込む組織内照射(小線源療法)と、身体の外から放射線を当てる外照射があります。組織内照射は、奈良県内では奈良医大付属病院で施行可能です。当院では平成28年1月に放射線治療棟が竣工し、外照射による治療を開始しました。

外照射による前立腺がん治療には、さまざまなものがあります。まずは、手術を避けて根治をめざす放射線治療があります。照射機器と技術の進歩により、前立腺へ高線量を照射できるよつになり、手術に負けない治療効果があります。外照射単独の治療だ

けでなく、組織内照射の後に外照射を追加する治療法もあります。また、がんが前立腺被膜を超えている局所浸潤がんなど、手術では再発の可能性が高い場合には、ホルモン療法と併用して外照射を行うことが有効と考えられています。

その他に、前立腺全摘手術を受けた後にPSA値が上昇するPSA再発に対しても、手術部位に照射することで再発を抑えることができます。また、ホルモン療法の効果が不良でPSA値が上昇した場合や、前立腺がんによる血尿が悪化した場合にも、前立腺に照射することがあります。骨転移に対しても外照射を行い、痛みを緩和や骨折予防を行います。

当院で、前立腺がんに関連した外照射を平成28年の1年間で42名の患者さんが受けました。根治的治療が24名、組織内照射の後に外照射を追加したのが1名、局所浸潤がんが4名、術後のPSA再発は9名、血尿などの改善目的には3名、骨転移への治療は1名でした。本年も昨年同様に治療を行っています。

以上のように、外照射は有効な治療法です。照射中は頻尿や排便時痛などの副作用が生じますが、照射後には軽快します。照射後1年以降に直腸出血や血尿などの晩期副作用が生じることもあります。20人に1人程度の割合です。治療にあたっては、放射線治療科の専門医の診察をし、十分な説明の後に治療を行っています。

大和高田市立病院

副院長、泌尿器科部長

仲川嘉紀

〔市立病院〕 ☎53・2901

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「貧血をあらわさない」

体がだるく疲れやすい、動悸や息切れがする…このような体の不調は、実は貧血のせいかもしれません。貧血とは血液中の赤血球や、ヘモグロビンが減少することをいいます。

若い人や女性の貧血の原因として多くみられるのが「鉄欠乏性貧血」。偏食や無理なダイエットによる栄養不足、女性では毎月の月経で血液が失われることや、子宮筋腫でおこることがあります。

鉄分を含むタンパク質であるヘモグロビンは、全身に酸素を運ぶ働きをしています。鉄分が不足すると、ヘモグロビンも減少するため、酸素を体のすみずみまで、十分に届けることができなくなります。その結果疲れやすく、ちよつとしたことで動悸や息切れがおこるようになり、肺や心臓にも負担をかけることとなります。やたらと氷を食べたくなる「氷食症」という症状がでることもあります。

中高年になると、貧血の原因として胃がんや大腸がんなど悪性の病気が隠れていることがあるので、胃や大腸の検査が必要となります。そのほか、血液の病気、慢性腎臓病が原因になることも。胃の手術(全摘)後5〜10年ぐらいたって貧血があらわれてくるといったケースもあります。

軽度の貧血では、自覚症状はありません。しかし、危険な病気が隠れている場合もあるので、健診などで貧血がみつかったときは、あなどらずに適切な検査をつけるようにしましょう。

天満診療所健康教室

▽とき 9月21日(木)

午後1時〜2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「高脂血症

なぜ治療が必要か?」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〔天満診療所〕 ☎52・5551

てんいち先生



人を引きつける新聞広告のコンテスト(日本新聞協会主催)が、毎年行われています。2016年のテーマは「こぼれ」でした。

タイトル、文言、デザインで競い合います。優秀作品のいずれもが、人権と強く関係のあるものでした。

「言葉がつく嘘」

「みんなが言っている。「身のまわりでよく使う言葉です。多くの場合、自分の意見や情報」の正当性を強調するために発せられます。「みんなってだれと

人権シリーズ 174



だれ?」と冷静に客観的に物事をとらえる姿勢が問われます。また、みんなが言っているから、あるいはみんながしているから...それが人権侵害の大きな要因になることにも、気をつけたいと思います。



「恋」

なにげなく読むと、当たり前のように思ってしまう。しかし昨今、性的少数者の皆さんの思いや願いが少しずつ届けられるようになりまし。恋は決して、異性だけを対象にしているものではないでしょう。

だからこそ、言葉の持つ確かさ・豊かさを蓄えること、それ以上に表には出てこない他者への優しさ・想像力を研ぎ澄ましたいと思います。

「人権施策課 内線279」

おしえてく生活困

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

今日は、仕事も家もお金も無くし、生活に行き詰まったEさん(24歳男性)のお話です。Eさんは子どもが2人いることに、親から虐待を受けていました。それが原因で中学卒業後、家を飛び出し、社会での生活が始まりました。しかし、仕事を転々とし、やつの思いで落ち着いた寮付きの職場も倒産しました。職と家と同時に失い、友人宅などを転々とする生活に陥りました。最後にもらった給料も2千円を切ったころに、土地勘のある高田に降り立ち、市役所に相談にきてくれたのでした。少年期に家で親に殴られ、学校で教師に殴られ、安息の日々はなかったと言います。住む家がないEさんは、一端、支援施設に入所することになりました。また、週明けに警備会社の面接も同時に決まりました。

「ここから始まる。」

「ここから始まる。」

「ここから始まる。」

「ここから始まる。」

44・3111(直通)

消費生活センターから 債権回収会社から 届いた請求書

亡くなった兄あてに、債権回収会社から請求書が届いた。他県で住んでいた兄が昨年亡くなったが、郵便の転送願を出していたので、実家の方に郵便が届いた。実家には高齢の母親が一人住んでいる。債権回収会社からの書面には、連絡しなければ「法的手続きの準備に入る」と書かれているが、架空請求ではないか、法務大臣の許可番号が書かれているが信用できるのか。また何の請求かも分からないし、母親に支払い義務があるのか。

(60歳代女性)

債権回収会社(サービサー)とは、法務大臣の許可を受け金融機関等から債権回収を委託されたまたは譲渡された特定金銭債権(貸付債権、リース・クレジット債権、求償債権等)の管理回収を行う民間の債権管理回収専門業者です。債権回収会社からの請求等を無視して放置しておく、裁判や財産・給与の差し押さえになってしまう恐れがありますので慎重な対応が必要です。ただ、債権回収会社から督促等を受けている場合、すでに時効期間を過ぎていくケースがあります。借金、クレジットカード利用料、ローンなどの商事債権の

消滅時効は5年となり、最後の返済から5年経過している場合は時効となります。しかし、時効は、「援用」の手続きをしないと成立しません。時効の援用手続きを完了したとき、時効が成立し債務は消滅します。なお、援用手続きをしないで債務の一部を支払ってしまうと、時効がリセットされる場合がありますので注意してください。

また、最近実在する債権回収会社名をかたつた、悪質な架空請求の被害が発生していますので注意してください。「身に覚えのない、インターネットのアダルト動画料金や出会い系サイトの利用料などの請求が携帯電話のSMSやメールで届いた」などの被害が報告されていますが、債権回収会社がこれらの請求をすることはありません。悪質な業者には一切連絡しないでください。

消費者へのアドバイス

1. 債権回収会社からの請求であっても、すぐ支払わず債権の内容や最終返済日などについて十分確認してください。
 2. 債権回収会社は法務省のホームページで確認できます。また、債権回収会社を詐称しているなどの情報提供のあった業者名も確認できます。
 3. 債務者が亡くなっている場合、借金などの債務は相続人に相続されます。相続放棄などにより対処できるので弁護士等専門家に相談ください。
- 困ったときは、すぐ消費生活センターに相談してください。



当選通知 メールの罠

かなり前からずっと続いている手口で、よくトラブルになってるよ。

そうなんですか・・・よく懸賞などに応募してる人だとひっかかってしまいそうですね。

身に覚えがなかったり、本文が「当選しました」だけのような不審なメールは無視するようにするしかないと思うよ。

ただ、もし本当にもらえたらどうしようという葛藤が・・・

うまい話はないの!

はい・・・

博士! 100万円当たったよ!

宝くじでも当たったの?

いえ、「100万円当選。受取はこちら」っていうメールが届いたので、応募していた懸賞が当たったんだと思います。

本当に懸賞なら何の懸賞か明記するだろうし、怪しくない?

確かに・・・メールの先を見えます。

あ、受取費用として30,000円要求されました・・・

よくある手口だから、絶対に受取費用を支払わないでね。

BOOK

サロン

新着図書のご案内



●「カラスと人の巣づくり協定」

後藤 三千代 著／築地書館

カラスの巣を減らすには「撤去」ではなく「設置」が鍵だった！30年及以上カラスの生態研究を通して、



カラスと人が共生する優しさを社会に作り出す画期的な方法を示す。

●洋裁文化と日本のファッション

井上 雅人 著／青弓社

●作るカンタン

平らなワンコ服12か月

ピボン 著／文化学園文化出版局

●リンゴを食べる教科書

丹野 清志 著／ナツメ社

●ダンボールで作れる

かわいいキッズ家具&おもちゃ

山田 素子 監修／ブティック社

●月の満ち欠け

佐藤 正午 著／岩波書店

●「ろくろつくびのばけねこごしき」

荒戸 里也子 絵／ブロンズ新社

ろくろつくびの、ばけねこ姉妹はお化け屋敷のアイドル。6匹でおなじ家に住んでいるから、毎日くびがもつれて大変！おしやれ大好き姉妹の楽しみは、ネットでお買い物。今日は何を買ったのでしょうか？



ろくろつくびの、ばけねこ姉妹はお化け屋敷のアイドル。6匹でおなじ家に住んでいるから、毎日くびがもつれて大変！おしやれ大好き姉妹の楽しみは、ネットでお買い物。今日は何を買ったのでしょうか？

●ヘレン・ケラー

鳥飼 行博 監修／集英社

●もっと知ろう！発酵のちから

中居 恵子 文／ほるぷ出版

●きらきらシヤワー

西村 友里 文／PHP研究所

●アーサー王と黄金のドラゴン

(マジック・ツリーハウス42)

メアリー・ポープ・オズボーン 文／

KADOKAWA

●あめのひ

サム・アッシャー 絵／徳間書店

9月のおはなし会

◎絵本のよみきかせ

- ▷とき 9月2日(土)・16日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん えほんコーナー
- ▷たいしょう どなたでも

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

- ▷とき 9月9日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい プレイルーム
- ▷たいしょう 4さいいじょう

- えほん 「やきいもするぞ」
- おはなし「びんぼうこびと」

◎えほんとわらべうたの時間<<きらら>>

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

- ▷とき 9月23日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい プレイルーム
- ▷たいしょう 3さいいか

- えほん 「おおきいトンとちいさいポン」
- おはなし「せかいでいちばんきれいなこえ」

催しのご案内

■図書館教養講座「こころの元気をたもつコツ

～家族のコミュニケーションを見直してみよう～

- ▷とき 9月23日(土) 午後2時～3時
- ▷ところ 市立図書館 2階プレイルーム
- ▷講師 田辺瑠美さん(臨床心理士)
- ▷対象 一般
- ▷定員 25名 ※定員になり次第締め切ります。
- ▷講師 無料
- ▷申込方法 9月1日(金)～22日(金)までの期間、図書館カウンター、電話で受付します。

■第12回 大和高田市ビブリオバトル

- ▷とき 9月23日(土) 午後3時30分～4時30分
- ▷ところ 市立図書館 2階プレイルーム
- ▷対象 小学生以上
- ▷定員 発表者5名 観覧者20名
※定員になり次第締め切ります。
- ▷費用 無料
- ▷テーマ 「秋におすすめの本」
※本、雑誌等何でも可(当日、本を持ってきてください)。
- ▷申込方法 9月1日(金)～22日(金)までの期間、図書館カウンター、電話で受付します。

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談 (予約優先)	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時(内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します)			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月・水・金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談 (要予約)	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談 (要予約)	月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談 (要予約)	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談 (要予約)	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第3水曜日 第1水曜～第2水曜の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん (高齢者・障がいのある人のための法律相談)	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
電話相談は無料。来所・出張相談は有料				



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよるごびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和なくらしをきまめましよう。